

# Tax Analysis

PRC Tax

Author:

**Nora Fu**, Partner  
Qin Li China Lawyers<sup>1</sup>  
Tel: +86 21 6141 1258  
Email: nfu@qinlichinalawyers.com

For more information, please contact:

**Global Business Tax Services**  
**National Leader**  
**Shanghai**

**Vivian Jiang**, Partner  
Tel: +86 21 6141 1098  
Email: vivjiang@deloitte.com.cn

**Northern Region**  
**Beijing**

**Wei Chen**, Partner  
Tel: +86 10 8520 728  
Email: weichen@deloitte.com.cn

**Eastern Region**  
**Shanghai**

**Jeff Xu**, Partner  
Tel: +86 21 6141 1278  
Email: jexu@deloitte.com.cn

**Southern Region**  
**(Mainland and Macau)**  
**Shenzhen**

**Constant Tse**, Partner  
Tel: +86 755 3353 8777  
Email: contse@deloitte.com.cn

**Southern Region**  
**(Hong Kong)**

**Sarah Chin**, Partner  
Tel: +852 2852 6440  
Email: sachin@deloitte.com.hk

## 外貨管理局が直接投資に対する外貨管理を簡易化

国家外貨管理局は最近、『直接投資に対する外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知』（匯發[2012]59号、以下“59号通知”と略称）を公布し、直接投資に対する一連の外貨管理手続を簡易化した。59号通知では、外貨口座の開設、投資資金の送金など40項目以上の国内外投資に関する事前認可が廃止または簡易化され、銀行は規定に基づき直接、投資者の依頼を取り扱うこととなった。直接投資に係る外貨管理手続の大幅な簡易化は、国外投資者にも便益をもたらすものと期待される。59号通知は2012年12月17日から施行された。

### 59号通知の主な内容

- 一部の直接投資に対する管理手続の廃止
  - 直接投資に関連する口座の開設、入金、人民元転換及び外貨購入・対外支払に係る審査・認可の廃止
  - 直接投資の通常業務における国内外貨送金に係る審査・認可の廃止
  - 外国投資者の国内合法所得による再投資に係る審査・認可の廃止
  - 減資に係る出資検証の確認手続の廃止
  - 外商投資性公司による国内再投資に係る外貨登録及び出資検証の確認手続の廃止
- 直接投資における資金運用制限の緩和
  - 直接投資における外貨口座の開設数及び企業登録地以外での口座開設に係る制限の緩和
  - 直接投資における企業登録地以外での外貨購入・対外支払に係る制限の緩和
  - 国外貸付の資金源泉及び貸付者の資格に係る制限の緩和。国内機構は国内外貨借入金をもって国外へ貸付を行うことができ、また外商投資企業はその外国の親会社へ貸付を行うことができる。

<sup>1</sup> Qin Li China Lawyers（上海勤理弁護士事務所）は、Deloitte Touche Tohmatsu（徳勤華永会計士事務所（特殊普通合伙パートナーシップ））の戦略的協力事務所である。

### 3. 直接投資における外貨管理手続の簡易化

- 直接投資における外貨口座の種類の特約化
- 外商投資性会社による国内再投資に係る外貨管理手続の簡易化
- 外商投資企業の出資検証における確認手続の簡易化
- 外国投資者が中国側持分を買収した場合の外資外貨登録手続の簡易化
- 外商投資企業が外貨資本金を人民元に転換する際の管理の改善

下表においては、59号通知による一部の重要な変更点について、従来の規定との比較を行っている。

#### 外商投資企業の設立と出資検証

	従来の規定	59号通知
外貨口座の開設	<p>外商投資企業の設立に関わる初期費用の支払のために、外国投資者が国内の銀行に専用外貨口座を開設する場合、外商投資企業の設立予定地の外貨管理局の認可を得なければならない。</p> <p>外商投資企業は設立後に、外貨管理局の認可を得た上で、外貨資本金口座を開設することができる。</p>	<p>初期費用の支払のための専用外貨口座や外貨資本金口座を開設する場合、外貨管理局の認可は不要である。銀行は外貨管理局の業務システムに登録された情報に基づき、直接、口座開設手続を行う。</p>
	<p>外商投資企業は原則として、企業登録地以外で外貨資本金口座を開設することは認められない。外貨資本金口座の開設数を制限し、かつ口座毎に上限額を設定することにより、企業の資本金流入を管理する。</p>	<p>企業登録地以外での外貨資本金口座の開設に係る制限を取り消す。口座の開設数と口座毎の流入額に制限を設ける代わりに、外商投資企業の資本金流入総額を制限する。</p>
出資検証における確認手続	<p>会計士事務所は出資検証の確認手続を行う際、外貨管理局に紙ベースの書類を提出し、かつ外貨管理局から書面による回答を得なければならない。外商投資企業が減資する場合にも、会計士事務所は外貨管理局に対して確認手続を行わなければならない。</p>	<p>会計士事務所は外貨管理局の業務システムを通じて確認の申請をし、かつオンラインで外貨管理局の回答を得る。減資時の確認手続は取り消す。</p>

#### 国内再投資

	従来の規定	59号通知
外国投資による国内再投資	<p>外国投資者が国内利益などの合法所得により再投資をする場合（既存投資先企業の増資あるいは企業の新規設立）、及び投資先企業が登録済の外債を登録資本金に転換する場合、いずれも外貨管理局の認可が必要である。</p>	<p>外貨管理局の認可を取り消す。</p>

国内再投資（続）

	従来の規定	59号通知
外国投資性公司 <sup>2</sup> による国内再投資	外国投資者若しくは外商投資性会社のいずれが設立する場合であっても、外商投資企業は全て外貨登録を行う必要がある。	外商投資性会社の国内再投資により設立される企業は外貨登録を行わなくてよい。外商投資性会社と外商投資者の共同出資により設立される企業は引き続き外貨登録を行う必要がある、その場合、外商投資性会社は中国側出資者とみなされる。
	外商投資性会社は外貨管理局の認可を得た後に、外貨投資資金を投資先企業に送金することができる。	外貨投資資金の送金に係る認可を取り消す。銀行は規定に基づき、企業が提出した真実性を証明する書類をレビューした後、資金の国内送金手続を行い、同時に外貨管理局の業務システムに遅滞なく情報を登録する。

中国側からの出資持分の買収

	従来の規定	59号通知
資産現金転換口座 <sup>3</sup> の開設と入金（中国側）	銀行に資産現金転換口座を開設する際、及び持分の譲渡による外貨収入を当該口座に入金する際には、外貨管理局の認可が必要である。	口座の開設と譲渡収入の入金に係る認可を取り消す。銀行は外貨管理局の業務システムに登録された情報に基づき、直接、関連手続を行う。
中国側持分の買収に係る外資外貨登録（外国側）	外国投資者は持分の購入対価を支払った後、譲渡側の所在地の外貨管理局で外資外貨登録を行う必要がある。	外国投資者が、国外からの送金の形式で対価の全額を支払う場合、銀行が国内資産現金転換口座への資金入金を届け出た後、外貨管理局は業務システムを通じ、自動的に出資確認登録を行う。
		非貨幣形式で対価を支払う場合、出資持分の変更が生じた企業が、所在地の外貨管理局で出資確認登録を行う。

中国側への出資持分、不動産の譲渡

	従来の規定	59号通知
持分譲渡対価の対外支払（中国側）	国内機構または個人が外商投資企業の外国側持分を取得する場合、持分譲渡対価を支払うための外貨購入・支払には、外貨管理局の認可が必要である。	外貨購入・支払に係る外貨管理局の認可を取り消す。銀行は外貨管理局の業務システムに登録された情報に基づき、直接、外貨購入・支払の手続を行う。
国内不動産の譲渡収入の対外支払（外国側の国内機構）	国外機構の国内にある支店、代表機構が国内不動産を譲渡して得た収入は、外貨管理局の認可を得た上で、外貨購入・支払が可能となる。	外貨購入・支払に係る外貨管理局の認可を取り消す。銀行は関連書類をレビューした後、直接、外貨購入・支払の手続を行う。

<sup>2</sup> 59号通知では、外商投資ベンチャーキャピタル企業、外商投資株式投資企業についても、外貨管理上は外商投資性会社とみなす旨を規定している。

<sup>3</sup> 資産現金転換口座は、国内機構が国内外の出資持分、不動産などの資産権益の譲渡により取得する外貨を預け入れる際に用いられるものである。

## 国外への貸付

	従来の規定	59号通知
国外の借入者	<p>国外への貸付は原則として、借入者が国外で合法的に設立された、貸付者の全額出資子会社または出資企業である場合にのみ、認められる。</p> <p>国内に地域的な投資管理機能を果たすメンバー企業を有する外資の多国籍企業については、その国内のメンバー企業は国外のメンバー企業へ貸付をすることができる。但し、外貨貸付残高は、前年度の外国投資者への分配済未送金配当と、外国投資者の持分に帰属する部分の未処分利益との合計額を超えてはならない。</p>	<p>借入者の身分について、明確な制限はない。国内子会社は国外の親会社へ貸付をすることができる。但し、貸付金額は、国外の親会社に帰属する部分の国内子会社の未払配当金と未処分利益の残高の合計額を超えてはならない。</p>

## 資本金の人民元転換

	従来の規定	59号通知
例外的な人民元転換	<p>資本金の人民元転換に関する規定に完全には合致していないが、外商投資企業が確かに人民元転換を必要としている場合、銀行は審査を行った後、例外的な人民元転換を取り扱うことができる。但し、関連の審査意見及び企業の申請書類を所在地の外貨管理局に事前に提出する必要がある。</p>	<p>例外的な人民元転換に係る外貨管理局への事前届出手続を取り消す。銀行は審査を行った上で、直接、人民元転換手続を行う。</p>

## 要約

59号通知により、外国投資者の直接投資に係る多くの審査・認可項目が取り消され、銀行が関連規定に基づき直接に手続を行うこととなった。また、今までの紙ベースでの申請に代えて、外貨管理局の業務システムにより処理が行われるようになる。これらは社会コストを低減し、貿易投資を促進し、实体经济の発展を図る上で、重要な意義を持つものと考えられる。但し、新しい政策は一連の外貨管理手続を簡易化しただけでなく、直接投資に対する外貨管理業務における銀行のコンプライアンス意識の向上についても強調している点にも注目すべきであろう。このことは、外貨管理部門が今後も、ミクロの管理からマクロの管理への転換を図りつつ、外貨管理規定違反に対する監督管理を継続することを表していると言える。

本Tax Analysisの内容は、デロイトのグローバル企業税務サービスに関わるものです。

本 Tax Analysis は徳勤華永会計事務所有限公司が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものです。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : [kevn@deloitte.com.cn](mailto:kevn@deloitte.com.cn)

#### 香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : [clgong@deloitte.com.cn](mailto:clgong@deloitte.com.cn)

#### 济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### 大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : [quiva@deloitte.com.hk](mailto:quiva@deloitte.com.hk)

#### 天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [jassu@deloitte.com.cn](mailto:jassu@deloitte.com.cn)

#### 広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

#### 武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : [juszhu@deloitte.com.cn](mailto:juszhu@deloitte.com.cn)

#### 杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)

#### 上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : [lijiang@deloitte.com.cn](mailto:lijiang@deloitte.com.cn)

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### 華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [lkhaw@deloitte.com.cn](mailto:lkhaw@deloitte.com.cn)

#### 華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : [angelazhang@deloitte.com.cn](mailto:angelazhang@deloitte.com.cn)

#### 華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

日系企業担当者

上海

吉田 英司  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0003  
E-mail : eyoshida@deloitte.com.cn

上海

鈴木 健夫  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0003  
E-mail: takesuzuki@deloitte.com.cn

北京

中村 剛  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7272  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : tsnakamura@deloitte.com.cn

天津

三箇 成幸  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : ssanga@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司  
シニアマネジャー  
TEL : +86 20 8396 9228  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email : ssugihara@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢  
シニアマネジャー  
TEL : +86 10 8512 5524  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 755 3331 0976  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

上海

酒井 晶子  
ディレクター  
TEL : +86 21 6141 1493  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : aksakai@deloitte.com.cn

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成  
ディレクター  
TEL : +86 20 2831 1650  
FAX : +86 20 3888 0121  
E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

内村 治  
パートナー  
TEL : +852 2852 1093  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : ouchimura@deloitte.com.hk

#### デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 200,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

#### デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

#### デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu , Deloitte Touche Tohmatsu CPA LLP 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。